

(様式第 1 号) 別紙

N



付近見取図

建物平面図

(管理人室、集中検針盤、パイプスペース内に設置されていない共用栓等のメーター、受水槽や加圧給水ポンプ等の設置場所がわかるもの)

(様式第2号)

No. _____

使用 者 名 簿

年 月 日 現在

棟・号室	メーター番号	取付指示数 (m ³)	入居の有無	備 考

メーカー名

口径・個数

mm

個

メーター取付日

年

月

日

検定期満

年

月

誓 約 書

(あて先) 八尾市水道事業管理者

(所有者)

住 所

氏 名

⑨ (※) 電話

(※) 法人の場合または本人が自署しない場合は、押印が必要です。

住宅名称

*一括検針を行うスマートメーターの場合

ログインID

パスワード

管理人室で一括検針する場合の連絡先

今般、私設水道メーター（以下「私設メーター」という。）の各戸計量の申請にあたり、共同住宅等の各戸検針及び戸数計算に関する取扱基準及び下記事項を遵守し、貴局に一切のご迷惑をおかけしないことを誓約します。

なお、同取扱基準及び下記誓約事項に違反したときは、私設メーターの各戸計量及び計算を解除されても異議はありません。

記

- 1 水道法及び八尾市水道事業給水条例に規定されている給水装置及び私設メーターを含む貯水槽以下の流末装置等の維持管理については、全て当方が責任をもって実施します。
- 2 私設メーターについては、計量法及び計量法施行令に基づく検定有効期間が満了となる場合は、速やかに当方の負担において取替えます。
- 3 私設メーターがスマートメーターの場合は、当該共同住宅内（管理人室等）に常時閲覧可能な機器を設置するか、水道局で閲覧を行うための情報（ログインIDやパスワード等）を貴局に提供します。なお、水道局での閲覧は検針業務の必要に応じ行うもので、入居者等の閲覧照会に応じるものではないことを了解します。
- 4 私設メーター及び集中検針盤に異常があると認められる場合、スマートメーターの一括検針に異常をきたしている場合、又は貴局より指示がある場合は、私設メーター等の取替又は修理等必要な処置を当方の費用負担で速やかに実施します。
- 5 各戸計量の申請後、管理責任者に変更が生じた時は、当方が責任を持って新規の管理責任者に誓約事項の遵守を約束させるとともに、速やかに貴局に変更届を提出します。
- 6 差水量が生じた場合の水道料金等は、当方においてお支払いします。